

ふるさとひょうご寄附金制度（現地決済型寄附制度）の運用業務委託仕様書

1 業務目的

使用者が旅行中等に現地決済型寄附制度（以下「ひょうご旅先納税」という。）によりオンラインで寄附を行い、リアルタイムに県内で使えるデジタルチケットを返礼品として兵庫県が使用者に提供することによって、観光産業をはじめとする地域経済の活性をはかることを目的とする。

2 業務名称

ふるさとひょうご寄附金制度（現地決済型寄附制度）の運用業務

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（令和9年3月31日まで延長の可能性あり）

4 前提条件

- (1) 本県が既に導入している「旅先納税」（株式会社ギフトィ）を使用すること
- (2) 寄附管理システム（現在は「レジホーム」（シフトプラス株式会社）を使用）が変更となる場合、県や県が別途契約する中間事業者と十分な連携を行い、寄附者情報等のデータを漏れなく引き継ぐこと
- (3) 使用者に提供する返礼品費用（デジタルチケット）は寄附額の30%以内（税込）、本業務の委託費用は寄附額の14.8%以内（税込）で提案すること

5 業務内容

- (1) 旅先納税サービスの継続的な運営
- (2) ふるさとひょうご寄附金に係る中間事業者及び旅先納税の開発者（株式会社ギフトィ）との緊密な連携
- (3) 旅先納税に係る相談窓口（現・ひょうご旅先納税コールセンター）の設置
- (4) 加盟店・使用者に対する現行マニュアル（ひょうご旅先e街ギフト利用規約、ひょうご旅先e街ギフト加盟店規約、ひょうご旅先e街ギフト加盟店マニュアル）の適時適切な改訂
- (5) 加盟店の開拓、指定金額の振込、運営支援
- (6) 使用者を拡大するための広報（ウェブサイト等における加盟店一覧や旅先納税使用方法の提供）

6 調査・報告等

県は、必要があると認めるときは、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることがある。この場合において、受託者はこれに従わなければならない。

7 その他

- (1) 業務終了後は速やかに実績報告書及び委託者が求める資料を提出しなければならない。
- (2) 本委託業務の遂行にあたっては、関連する法令の内容を熟知の上、遂行すること。
- (3) 事業の実施にあたり個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱に万全の対策を講じ、受託者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用は絶対に行わないこと。
- (4) 業務遂行にあたり収集した個人情報及び法人情報、その他本業務によって得られた成果は、県に帰属するものとする。
- (5) その他、本仕様書に定めのない事項は、委託者及び受託者の協議により定めるものとする。